

目

次

頁

第 1 1 0 号議案 埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例…………… 12

第一百十号議案

埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する
条例

埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成十三年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項ただし書及び第七条ただし書中「第八条第一項第二号ロからニまで」を「第二十九条の九各号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項、第三十五条の二第一項又は第四十三条第一項の規定によりされた許可の申請であつて、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、改正後の第六条第一項ただし書又は第七条ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和三年九月二十四日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

都市計画法施行令の一部改正に伴い、市街化調整区域において開発許可等を行うことができる区域に含まない区域として、土砂災害警戒区域等を追加したいので、この案を提出するものである。